



【注意事項】

- ① 助成事業の申請は夫婦1組につき1回限りです。助成金の支給を受けた後は、助成対象期間内でも再度申請することはできません。
- ② 助成対象期間は検査開始日から1年間です。夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日から起算となります。
- ③ 受診等証明書(様式第2号)の「助成対象となる検査に係る患者負担(領収)額」と助成金上限額(30,000円)を比較し、低い額を「申請額」欄に記入してください。  
ただし、夫が別の医療機関を受診した場合、妻の受診等証明書(様式第2号)の「助成対象となる検査に係る患者負担(領収)額」と夫が受けた検査の領収書の金額を合算して、本申請書1枚に記入してください。
- ④ 蔵王町不妊検査費助成事業承認(不承認)決定通知書は、申請者の住所地に郵送します。